

# 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務長	担当係長	担当者

令和 年 月 日申請

●別紙留意事項を確認のうえ、下記の通り申請します。

在籍時の被保険者証の記号・番号				記号	番号	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日
氏名				年齢	被扶養者 有・無		※被扶養者を引き続き扶養とする場合は 異動届・理由書等合わせて提出して下さい
住所				連絡先	自宅	★連絡先が メール希望 の場合のみ 記入	
					携帯		
					★メールアドレス		
保険料納付方法 ※希望する納付方法に○	1. 通年前納(4月～3月)(割引有)						
	2. 半期前納(4月～9月・10月～3月)(割引有)						
	3. 月払い【口座振替】(割引なし)			※口座振替までの手続き期間(1.2か月)は、お振込みとなります			
<p style="color: red;">※記入がない場合は3の月払いとなります</p> <p>※前納は年4%の前納割引が適用されます</p>							
就職予定がある方は記入				令和 年 月 日 就職予定			

備考
----

【健保記入欄】

任継記番	4000
資格取得日	令和 年 月 日
資格喪失日	令和 年 月 日
標準報酬月額	千円

## 申請書記入前に必ずご確認ください

- 1.任意継続被保険者となる要件はつぎのとおりです。
  - イ. 資格喪失日(退職日の翌日)の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
  - ロ. 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすること。
  - ハ. 75歳未満の方。 \*75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることは出来ません。
- 2.資格喪失の際に被扶養者であった方を継続して被扶養者とする場合は「被扶養者届」と「扶養理由者」を合わせて提出してください。  
※IP→「申請書一覧」→退職するとき(任意継続)で確認
- 3.任意継続被保険者の資格取得手続きは、事業主から提出される資格喪失データ受信後となります。

### ◎ 留意事項

- ① 任意継続被保険者として加入できる期間は最長2年間です。
- ② 任意継続被保険者は次のような場合において、それぞれに掲げる日より資格喪失します。
  - ・被保険者となってから2年を経過したときは、その翌日
  - ・被保険者が死亡したときは、その翌日
  - ・被用者保険(健康保険・船員保険・共済組合)の被保険者となったときはその日
  - ・被保険者が死亡したときはその日、翌日75歳になったときはその日

※「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失することは出来ません。

※任意継続被保険者資格を喪失したときは、5日以内に被保険者証を当組合に返納してください。(健康保険法第38条)
- ③ 保険料は全額自己負担することになります。

保険料額は、「退職時の標準報酬月額」か「前年9月30日時点の当組合全被保険者の平均標準報酬月額」のどちらか少ない額で決定します。(健康保険法第47条)

次年度においては、「平均標準報酬月額」、「保険料率」に変更の場合以外、前年度収入額による見直しはありません。

※今年度の「任意継続保険料表」は、IP「退職すると気」→「任意継続被保険者制度」→「任意継続保険料表」を参照してください。

※一定期間の保険料を、前納出来る制度もありますので、同じくIP「任意継続被保険者制度」→「任継者の保険料前納制度」を参照してください。
- ④ 初回保険料が納付期日までに納付されない場合、任意継続被保険者資格取得日に遡り資格取消となり、保険証は使用できません。すみやかに、返納してください。